

Ⓜ KEIWA GAKUEN HIGH SCHOOL

〒950-3112 Niigata-City Kita-Ku Tayuhama 325

TEL 025-259-2391 FAX 025-259-7281

2015年4月1日策定

2017年1月5日改定

学校法人敬和学園 敬和学園高等学校

いじめ防止基本方針

1. はじめに

本校は「敬神愛人」を建学の精神とし、キリスト教に基づく人格教育・全人教育を行うことを学校の使命としています。また教育理念の一つには「個人の尊重」を掲げ、一人ひとりが学校の主人公である教育を目指しています。

この使命、理念達成のため、全ての生徒が安心して学校生活・寮生活を送り、他者を尊重し、自らの人格の育成に取り組むため、いじめの未然防止を図り、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合は適切に速やかに対応するため「いじめ防止基本方針」を定めます。

2. 基本的な考え方

いじめ^{※1}は、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものです。

本校では「いじめはどこの学校、どのクラスでも起こりうる」問題であり、「いじめは絶対に許されない」という意識を全教職員が持ち、全ての生徒にも理解を促していく必要があります。また、学校、保護者、地域が連携し、場合によっては関係機関にも連絡し、いじめ防止対策を行っていく必要があります。そのために以下の取り組み体制を構築し組織的に対応します。

3. いじめ防止のための取り組み

1). 学校内の組織

いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処などに関する措置を実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置します。委員会の構成は、学校長・教頭・生活指導主任・生活指導副主任・各学年主任・養護教諭・カウンセラー・寮長・生活指導担当寮務教師とします。委員会は月一回の開催としますが、本校では創立以来、隔週に職員会議を行い、学校・寮における生徒の個別報告を細かく行ってきた経緯から、職員会議の「生活指導報告」でいじめに関する情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有を行うこととします。いじめと疑われる相談・通報があったときは緊急対策委員会を開きます。

2).いじめの未然防止及び早期発見のための取り組み

いじめ防止の観点から、年間の指導計画を定めることとします。新学期の個別相談 weeks（生徒対象）やアンケート調査（生徒対象）、学校・寮での各種懇談会（保護者対象）などでの聴き取りを行い、早期発見に努めます。また、相談体制の整備を行い、スクールカウンセラーの配置と活用、いじめ相談窓口（生活指導部）を設置します。ネットいじめを未然に防止する観点から、学校敷地内での携帯電話・スマートフォンの使用を禁止します。学校は、ネットの利便性と危険性を理解するため、情報機器の適切な使い方について定期的に生徒に書面で告知※²します。また学習会を開催し、啓発に努めます。

3).いじめの早期解決のための取り組み

いじめの相談・通報を受けた場合は速やかに事実確認を行います。いじめが認知された場合は直ちにいじめをやめさせ、保護者にも事実関係を伝えます。また再発防止のために、いじめを受けた生徒と保護者への支援と、いじめをした生徒への指導と保護者への助言を継続して行います。また周囲の生徒への指導や見守りを行います。解決した後も当該生徒には継続的に指導・援助し良好な人間関係の構築へ向け努力します。

4. 重大事態への対応

いじめによる重大事態※³が発生した場合には、直ちに学校法人敬和学園と新潟県知事（県総務管理部経由）及び所轄の警察署など関係機関に通報し、適切な援助を求めます。学校長を中心とする対応チーム（本校ではいじめ防止対策委員会）に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたります。また事案によっては県の設置する組織に協力し、事態の解決に向けて努力します。

5. その他

本校教職員は自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることの無いよう、指導のあり方に細心の注意を払うこととします。

上記の取り組みが着実に実施されているか適宜点検を行い必要なときは改定を行います。また、保護者へも懇談会などを通じて情報の発信に努めることとします。

【関係機関連絡先一覧】

学校法人敬和学園	TEL 0254-26-3636	新潟県いじめ相談電話	TEL 025-526-9378
新潟県総務管理部	TEL 025-280-5020	新潟市いじめ SOS 電話	TEL 025-222-0110
新潟北警察署（代）	TEL 025-386-0110	24 時間子ども SOS ダイヤル	0120-0-78310
県警本部サイバー犯罪対策室	TEL 025-285-0110		
新潟地方法務局本局人権擁護課	TEL 025-222-1563		

【説明資料】

※1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法[平成25年法律第71号]第1章第2条）

※本校では「児童」を「生徒」と読み替えて定義する。

※2 「書面で告知」の時期と方法

長期休暇前に行われる礼拝後の諸連絡（年3回と5月ゴールデンウイーク前の連絡の計4回）と通じて行うこととする。また、校内掲示を活用し、インターネットの問題や事件、通信機器を使った投稿の問題や事件などを適宜紹介し、注意喚起を行う。

また、保護者向けには入学祝福礼拝後のPTA入会式、長期休暇前の発送文書を通じて注意喚起する。

※3 「重大事態」とは

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。また相当期間（本校では年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。いじめを受けた生徒の状況で判断する。

生徒・保護者からいじめによって重大事態に至ったとの申し立てがあったときは、学校長が対応チームを組織し判断した上で適切に対応する。